

大 月 市

市 営 住 宅 入 居 の し お り

令和6年度版

大月市営住宅の入居者の募集を次の要領でおこないます

はじめに

大月市営住宅には以下の3種類の住宅があり、条件により入居頂ける住宅が異なります。また入居資格条件を全て満たしていないと入居はできませんのでご注意ください。

住宅の種類	住宅の趣旨
公営住宅	低所得者向けの住宅
特定公共賃貸住宅	中堅所得者向けの住宅
地域優良賃貸住宅	中堅所得者向けの住宅

1. 入居の資格

市営住宅に入居するには、以下の資格の全ての条件を満たしていなければ入居することができません。

条件	公営住宅	特定公共賃貸住宅	地域優良賃貸住宅
①同居親族	○	○	○
②住む所に困っている	○	○	○
③現在、公営住宅の契約者でない	○	-	-
④条例等で定める収入基準内	○	○	○
⑤日本国籍、外国人登録者（永住者含む）	○	○	○
⑥暴力団員でない（同居予定者含む）	○	○	○
⑦税等の滞納がない	-	○	○
⑧連帯保証人を立てられる	○	○	○
⑨子育て世帯	-	-	○
⑩新婚世帯	-	-	○

条件補足説明

①現在同居しているか、又は同居しようとする親族（内縁関係にある方及び婚約者（入居許可から3カ月以内に入籍すること）を含む。）があること。

※但し、公営住宅に限り、単身者でも、大月市営住宅条例施行規則第1条の2の規定を満たしていれば入居可。

②現在、住宅に困っていることが明らかなこと。

③現在、公営住宅に契約者として居住していない者。

④条例で定める収入基準（世帯収入）の範囲内であること。

●公営住宅

入居収入基準月額158,000円以下（第4階層以下）

ただし条例及び規則で定める世帯にあつては、259,000円以下（第7階層以下）

詳細は「参考資料 市条例・規則」を参照

●特定公共賃貸住宅、地域優良賃貸住宅

入居収入基準月額158,001円以上（第5階層以上）、487,000円以下（第9階層以

下)。

ただし、地域優良賃貸住宅に限り、158,000円に満たない場合であっても、今後所得の増加が見込まれるときはこの限りでない。

⑤日本国籍を有する方、又は外国人登録者（永住者を含む）

⑥暴力団員でないこと（同居する者を含む）

⑦税に限らず市に納めるべき税・料のすべて

⑧以下の条件を満たす、連帯保証人を1人立てられること。ただし、家賃等債務保証業者との間で締結した契約を証する書面を提出できる方については、連帯保証人を要しません。

公営住宅

- ・大月市内に住所を有する者。ただし入居決定者の2親等以内であればこの限りでない。
- ・公営住宅に入居していない者

特定公共賃貸住宅

- ・大月市内に住所を有する者

地域優良賃貸住宅

- ・3親等内の親族

各住宅共通

- ・独立の生計を営む者
- ・入居者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認める者
- ・入居者の家賃その他市営住宅に係る債務を連帯して保証する能力を有する者

⑨子育て世帯（18歳未満の子がいる）

⑩婚姻して5年以内の新婚世帯（未届の配偶者、婚約者（入居許可から3カ月以内に入籍すること）も含む）

入居収入基準月額の計算方法

$$\text{入居収入基準月額} = (\text{世帯所得合計額} - \text{控除額の合計}) \div 12\text{月}$$

※世帯所得合計額とは、入居者及び同居者それぞれの前年所得額の合計。

給与所得者であれば、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。

1月2日以降に転職などあった方は別計算になりますので、住宅担当までお問合わせ下さい。

控除の種類と控除額

控除名	控除対象者		控除額（対象者一人につき）
基礎控除	入居者本人または同居親族で、過去1年間に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者		10万円
親族控除	入居者本人以外で、同居親族及び同居しないが所得税法上の扶養親族である者		38万円
老人扶養控除	70歳以上の同一生計配偶者及び扶養親族		10万円
特定扶養親族控除	16歳以上23歳未満の扶養親族（配偶者を除く）		25万円
障がい者控除	本人、同居者、扶養親族、控除対象	所得税法施行令第10条第1項で定める障がい者（下記に該当する者を除く）	27万円
特別障がい者控除	配偶者で次に該当する者	上記障がい者のうち、精神または身体に重度の障害がある者で所得税法施行令第10条第2項で定める者	40万円
寡婦控除	所得税法施行令第11条で定める寡婦		27万円
ひとり親控除	所得税法施行令第11条の2で定めるひとり親		35万円

2. 申込書類

申込には以下の書類が必要になります。必要な書類をそろえて提出して下さい。

※申込書に本人及び同居者全員の個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。

お越しいただく際には、「個人番号カード」「通知カード」「個人番号が記載された住民票の写し」のいずれかと「本人確認書類（免許証等）」をお持ちください。

手続の際に必要な証明等の添付が省略できるものもあり、負担が軽減されることもあります。

※地域優良賃貸住宅の申し込みはBML(株)(芙蓉建設(株)内)にて受付を行っております。

市内に協力店舗もありますので下記にて確認をしてください。

BML(株)

・(芙蓉建設(株)内) 山梨県富士吉田市下吉田五丁目15番29号 Tel: 0555-23-7228

土日祝日の対応可能です。水曜日については、一部連絡が取れない時間帯があります。

水曜日のみ携帯へ連絡願います。担当小俣: 070-4266-6922

提出書類	公営住宅	特定公共賃貸住宅	地域優良賃貸住宅
入居者書類			
①入居申込書（同意書含む）	○	○	○
②収入を証する書類	○	○	○
③住民票の写し（本籍地記載）	○	○	○
④市民税等の完納証明書	-	○	○
⑤退職予定証明書（予定がある方のみ）	○	○	○
⑥婚約証明書（婚約中の方のみ）	○	○	○
⑦障害者手帳等の写し（手帳等がある方）	○	○	○
⑧その他の書類	○	○	○
連帯保証人書類			
⑨印鑑証明書	○	○	○
⑩収入を証する書類	○	○	○
⑪戸籍謄本又は抄本の写し	○	-	○

※①⑥各種書類は市営住宅入居案内ホームページに掲載しています。

<https://www.city.otsuki.yamanashi.jp/kurashi/sumai/nyukyo-annai.html>

大月市 市営住宅



入居者書類補足説明

②入居する方全員と連帯保証人のもの、及び別居扶養者のもの。

4月～5月 …令和5年分源泉徴収票等及び市町村長が証明する令和5年度所得課税証明書

6月～12月…市町村長が証明する令和6年度所得課税証明書

1月～3月 …令和6年分源泉徴収票等及び市町村長が証明する令和6年度所得課税証明書

※中途で収入の方途が変わった方がいる場合、次の書類も併せて提出してください。

・就職または転職した方 … 就職日から現在までの各月の収入を証する書類
(本市指定の「給与等所得証明書」)

・退職した方 … 離職票等退職を証する書類

※所得のない方も客観的にそのことを証明する書類が必要となります。

※入居時期によっては書類を追加提出して頂くことがあります。

③入居する方全員のもの及び別居扶養の方のもの。

※住民票コード以外は省略しないでください。

※住宅困窮要因によっては、世帯全員の住民票の写しとなります。

※本籍地が記載されているもの

④お住いの市町村の窓口（収納担当等）で取得してください。

⑤申込日以降に退職する予定がある方。但し、入居日までに退職し、それを証する書類を提出できる方。

⑥婚約中の方。但し、入居から3ヶ月以内に入籍をし、それを証する書類を提出できる方。

⑧その他、入居資格を判断するために必要な書類として市が指定する物

連帯保証人書類補足説明

⑩入居者書類説明②のとおり。なお、連帯保証人の所得課税証明書は封筒に入れ封をして提出して頂いても結構です。

⑪連帯保証人を市外に住む親族とする場合、入居予定者との親族関係を証する書類

3. 申請～入居の流れ

※担当者が公務等により不在の場合もありますので、必ず事前に予約をしてください。

※入居申込書の内容と契約時点での状況に相違がある場合、契約できないことがありますのでご注意ください。（入居世帯員の増減、入居者又は同居者の就職・退職・転職等） また、そのことを伝えずに契約した場合、住宅の明け渡し及び相当の過料を請求する事となりますので特にご注意ください

順序	内容	書類	備考
1	申請書等の提出 (申請者→市)	2. 申込の方法にある提出書類	すべての書類をそろえて申請を行ってください。
2	資格審査		提出された書類をもとに審査を行います。
3	入居決定通知 (市→申請者)	<ul style="list-style-type: none"> ・入居決定通知書 ・賃貸借契約書 ・誓約書 ・自動車保管場所使用許可申請書 	審査の結果、入居を認められた方に入居決定通知書、賃貸借契約書及び誓約書をお渡しします。入居決定日から10日以内にすべての書類をそろえて住宅担当に提出してください。
4	契約 (申請者→市)	<ul style="list-style-type: none"> ・入居決定通知書(持参のみ) ・賃貸借契約書 ・誓約書 ・自動車保管場所使用許可申請書(必要な方のみ) ・契約者本人の印鑑証明書 ・連帯保証人の印鑑証明書 ・敷金 [家賃の3ヶ月分] ・家賃 [当月分の日割り] 	<ul style="list-style-type: none"> ・書類等の不備により当日契約できない場合もありますので、日付は未記入でご持参ください。 ・印鑑は必ず実印を押印してください。 ・住所記入箇所は印鑑証明書にある住所を記入してください。
5	入居許可 (市→申請者)	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約書 ・自動車保管場所使用許可書 ・入居許可書 (市民課での転入転居届の際に必要なので忘れずに持参すること) 	上記4の契約締結後、入居許可書を発行します。入居可能日から定められた期間内に入居しない場合は許可を取り消すことがあります。
6	入居完了届 (申請者→市)	<ul style="list-style-type: none"> ・入居完了届 ・住民票 (本籍記載・入居者全員) 	入居完了後、市民課で異動手続きと本籍記載の住民票(入居者全員)を取得し入居完了届とともに提出

※ 色塗り箇所は住宅担当に提出・支払が必要なものです。

4. その他の手続き

内 容		連 絡 先 等	摘 要
1	管理人への入居の報告	号棟・ 号室・	TEL —
2	水道使用開始届	東部地域広域水道企業団	七保町下和田 4 1 5 TEL 22-0099
3	電気使用開始届	東京電力(株)山梨カスタマイズセンター	御太刀 2 丁目 2 - 1 4 TEL 0120-99-5881
4	電話加入申込	N T T 等	TEL 1 1 6
5	L P ガ ス 使 用 開	浅利団地 ⑤⑥号棟	富岳物産(株) 都留市小形山15番6号 TEL43-4125
		横吹団地 ①②③号棟	日本瓦斯(株)大月営業所 猿橋町桂台 1 丁目 1 0 6 - 1 TEL 23-4408
		アツクメ団地 ①②号棟	富岳物産(株) 都留市小形山15番6号 TEL43-4125
		石動団地 A B C D号棟	富岳物産(株) 都留市小形山15番6号 TEL43-4125
		石動団地 E F号棟	大月 L P ガス販売協同組合 代表者 相馬石油店 TEL 22-1128
		恋路団地 ①②号棟	富岳物産(株) 留市小形山15番6号 TEL43-4125
		みどう団地 ①号棟	大月 L P ガス販売協同組合 代表者 柳屋商店 TEL 22-0003
		花咲団地 ①号棟	大月 L P ガス販売協同組合 代表者 安田商店 TEL 23-1119
		駒橋団地 エルムーン駒橋	日本瓦斯(株)大月営業所 猿橋町桂台 1 丁目 1 0 6 - 1 TEL 23-4408
		上 記 以 外 の 団 地	指定業者はありませんので、各戸入居者において選定及び手続きしてください。
6	家賃口座振替の手続	市内各金融機関	上記B欄 及び 郵便局
7	自動車保管場所 使用許可申請書	団地内スペースを自動車(軽自動車を含む)保管場所とする方のみ提出。尚、使用許可ができるのは、各戸1台で下記の7団地のみとなります。浅利団地・横吹団地・アツクメ団地・石動団地・恋路団地・みどう団地・花咲団地	提出先 建設課住宅担当 花咲庁舎1階 TEL 20-1852
8	その他	団地によっては、CATV等の加入手続が必要な場合があります。また、共益費等は家賃とは別途必要となりますのでご承知おきください。 詳しくは入居後、管理人等に問い合わせしてください。	
※上記手続等は、契約後速やかに行ってください。			

5. 市営住宅すまいの注意

市営住宅で明るく快適な生活を営むために、次の事項に注意してください。

1. 入居時の住宅の不具合の報告

契約後入居する住宅の点検を速やかに行い、破損箇所については引越し前に、また設備関係等の異常については、契約後1ヶ月以内に建設課住宅担当に申し出てください、この期間を過ぎますと入居者の負担となる場合があります。尚、これらの修理の必要の有無は建設課住宅担当で判断します。

2. 入居者の負担する費用

(1) 電気、ガス、水道、下水及びテレビ視聴等入居者自身が使用する料金

(2) 主要構造部の修繕は市役所で行ないませんが、電球、破損ガラスの入替、水道設備のパッキン類、排水の詰まり、スイッチ、コンセント、換気扇、襖の張替え、畳の表替えなどの軽微な修繕は入居者負担。（入居者の故意、過失により破損させたものも同様）

市役所に修繕を依頼する場合、状況を良く把握してから連絡をお願いします。この連絡により職員が直接修理に伺うか、業者に発注するかを判断します。

(3) 共益費（自治会費）等として共同施設（外灯・水道・集会室、浄化槽など）を維持管理するための費用、及び、環境美化等作業への出役。

(4) 有線テレビ組合への加入金、及び、維持費

(3)・(4)は各団地により異なり、自治会単位で運営しております。

(5) 網戸の設置費、破損の修繕費

3. 動物の飼育の禁止

犬(身体障害者補助犬を除く)、猫その他猛獣、毒蛇等の近隣に迷惑を及ぼすおそれのある動物を飼育することを禁止します。また、所有者の居ない動物に安易に餌を与えると、居つき、病原菌の媒介、又はノミ等を発生させる原因となりますので禁止します。

4. 使用上の注意

(1) 振動・騒音

走る、大きな物音をさせると近隣に伝わりますので注意してください。

(2) 排水管の清掃

排水（洗濯機、洗面化粧台、台所流し台、浴室）が詰まり溢れることがありますので、定期的な清掃をしてください。中層の住宅では、下階に漏水することになります。

(3) トイレ

トイレにオムツ、生理用品等を絶対に流さないでください、詰まり、及び、浄化槽の故障の原因になります。また、タンクにペットボトル等を入れないでください、タンク内設備の誤動作の原因にもなります。また、手洗い付きタンクで洗剤を入れる容器や化粧花等を置くと水の流れを阻害し、溢れる原因にもなりますので注意してください。

また、市販の「トイレに流せる清掃シート」は、水に溶けにくく集合住宅で使うと捻じれてモップのようにまとまり浄化槽のポンプを壊してしまうため使用しないでください。

(4) 階段・廊下・バルコニー

階段、廊下及びバルコニーは災害時の避難通路でもありますので、物を置かないでください。

(5) 結露・カビ

押入れ、壁と家具の間や部屋の角の部分は空気の流れが悪く、結露やカビが発生し易い状況にありますので、天気の良い日には通気を行なってください。

(6) 鍵

入居時にお渡しした鍵は紛失しないようにしてください。紛失しますと入居者の負担となります。

(7) 火災保険等には必ず加入してください。

5. 住宅の明渡し

次の場合には住宅を退去していただくこととなりますので注意してください。ただし、市長の承認を得る、又は市長に届出を行なうことにより認められるものもあります。

(1) 不正行為によって入居したとき。

(2) 家賃を3ヶ月以上滞納したとき。

(3) 当該市営住宅、又は共同施設を故意にき損したとき。

(4) 正当な理由によらないで15日以上市営住宅を使用しなかったとき。

(5) 市長の承認を得ないで入居時に同居した親族以外の者を同居させたとき。

(6) 契約者が死亡または離婚等により退去した場合、当該契約者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に入居しているにもかかわらず市長の承認を得なかったとき。

(7) 周辺の環境を乱す行為、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしたとき。

(8) 市営住宅を他の者に貸す、又は入居の権利を他の者に譲渡したとき。

(9) 市営住宅を住宅以外の目的に使用したとき。

(10) 市長の許可を得ないで増築及び模様替えを行なったとき。

(11) 暴力団員であることが判明したとき（同居している者を含む）

6. 承認申請及び届出義務

次の事項が発生した場合は速やかに市長の承認を得る、又は市長に届出を行なう必要があります。

(1) 市営住宅連帯保証人変更承認申請、市営住宅連帯保証人記載内容変更届出

連帯保証人が死亡、転出等のため資格を失ったときは、他の連帯保証人を立て市長の承認を得る。また、連帯保証人が住所、又は氏名を変更したときは、市長に届出なければならない。

(2) 市営住宅世帯員異動届

出生・死亡・転居等により世帯員の異動（増減）があったときは、市長に届け出なければならない。

(3) 市営住宅入居者氏名変更届出書

入居者の氏が変わる場合、市長に届け出なければならない。

(4) 収入申告

市営住宅の家賃計算は、主に入居者の収入に応じて設定されているため、毎年世帯全員の収入の申告が義務付けられ、提出のない場合はお住まいの住宅の最高家賃（近傍同種家賃）となります。尚、提出の時期は市役所より通知します。

この他にも、守っていただかなければならないことが有りますので、契約書等を確認してください。

市営住宅修繕費用の負担区分について

市営住宅の修繕に関する問い合わせが多く寄せられるので、入居者が費用を負担する修繕の主だったものを以下のとおりまとめましたのでご確認ください。

入居者が費用を負担する修繕の主な内容

修繕部分	修繕内容
建具	襖、障子の張り替え・修繕 ガラスの入れ替え 網戸の張り替え 錠類、戸車、レール、その他付属金物等の修繕 戸棚、下駄箱、郵便受け箱などの修繕 その他建具の軽微な修繕
内装	床、壁、天井の小修繕 洗面台、流し台、その他備え付け備品の小修繕 畳の表替え、裏返し
電気設備	電球類、照明カバーの交換 ソケット、コンセント、スイッチ類の修繕
給排水設備	洗面台、流し台、手洗い、浴室などの水栓替え、パッキン等消耗品の交換 給水設備を凍結させた場合の修理 排水のつまりによる修繕
トイレ	便座、紙巻き器の交換・修理 タンク内の金具、パッキン等消耗品の交換 トイレのつまりによる修繕
その他	ガスコック廻りの故障、ホース等の交換 換気扇の修理 その他構造上重要でない部分の修理 入居者が故意または誤った使用方法で破損させた物の交換・修繕

※入居者負担の修繕は各自で手配をしてください。

※排水のつまりの一番の原因は油です。油分は紙でふき取るなどしてそのまま流さないようにしてください。

※トイレのタンク内に物を沈めるなどして節水を行う例が見受けられますが、水量が減ると排水管内で汚物が詰まるので止めてください。また、市販の「流せるお掃除シート」類は浄化槽で捻じれてつまりポンプに詰まってしまうので使用しないでください。

※共用施設の維持管理は入居者負担となります。住宅廻りや駐車場の除草・清掃・雪かきなどの一般的な管理も入居者で行ってください。

※判断に迷う場合は、市で確認に伺いますのでご連絡ください。

6. 退去に伴う手続き

住宅担当手続き

内 容	摘 要
1 退 去 届	※ 退去予定日の10日前までに提出してください。 ※ 用紙は建設課にあります。
2 退去時の修繕等	※ 畳の表替え、襖の張替え及び毀損箇所等は入居者負担です。畳の表替え、襖の張替えは退去後に建設課にて修繕を行いますので、退去時に建設課の職員へお支払い下さい。 畳の表替え、襖の張替えの修繕料金は団地ごと異なりますので、建設課にお問い合わせ下さい。 又、増築及び模様替え等したものは原状回復してください。尚、畳の表替え及び襖の張替えは、長期入居による老朽化や短期入居であっても必ず修理代金のお支払いをお願い致します。但し、毀損箇所等についての老朽等によるものは市役所負担にて修理する場合があります。
3 退 去 検 査	※上記修繕及び清掃が終わった時点で入居者立ち会いにて退去の検査を行います
4 家 賃 (又は入居者負担額)	※退去検査の完了の日をもって退去日とします。 ※家賃(又は入居者負担額)は、退去日までの日割計算となります。
5 敷 金 の 還 付	※日割家賃(又は入居者負担額)等を精算した後、還付します。 ※還付先は、原則として家賃(又は入居者負担額)の振替口座への振込となります。 尚、振込日については退去検査日から多少日数がかかりますのでご了承下さい。

その他必要な手続

内 容	連 絡 先 等	摘 要	
6 管理人への退去の報告	各団地各号棟の管理人	※管理人の選定されていない団地は自治会長等	
7 住所の異動届	市役所(市民課又は各出張所)	本庁舎1階 Tel 23-8022	
8 郵便関係転居届	最寄りの郵便局	※手続をしないと郵便物等が転送されません	
9 水道使用 中止届	初 狩 団 地	地域整備課 簡易水道担当 花咲庁舎2階 Tel 20-1856	
	上記以外の団地	東部地域広域水道企業団 七保町下和田415 Tel 22-0099	
10 電気使用中止届	東京電力(株)山梨カスタマイズセンター	御太刀2丁目2-14 Tel 0120-99-5881	
11 LPガス使用中止届	浅利団地 ⑤⑥号棟	富岳物産(株)	都留市小形山15番6号 Tel43-4125
	横吹団地 ①②③号棟	日本瓦斯(株)大月営業所	猿橋町桂台1丁目106-1 Tel 23-4408
	アツクメ団地 ①②号棟	富岳物産(株)	都留市小形山15番6号 Tel43-4125
	石動団地 A B C D号棟	富岳物産(株)	都留市小形山15番6号 Tel43-4125
	石動団地 E F号棟	大月LPガス販売協同組合	代表者 相馬石油店 Tel 22-1128
	恋路団地 ①②号棟	富岳物産(株)	都留市小形山15番6号 Tel43-4125

	みどう団地 ①号棟	大月LPガス販売協同組合	代表者 柳屋商店 Tel 22-0003
	花咲団地 ①号棟	大月LPガス販売協同組合	代表者 安田商店 Tel 23-1119
	駒橋団地 エルムーン駒橋	日本瓦斯(株)大月営業所	猿橋町桂台1丁目106-1 Tel 23-4408
	上記以外の団地	※各戸入居者において契約した業者に手続きをしてください	
12	家賃口座振替解約の手続	※各戸入居者において手続した金融機関に依頼してください	
13	その他	※団地によっては、共益費、CATV等の精算手続が必要な場合があります。 詳しくは管理人等に相談してください。 ※トイレが非水洗の団地の方は必ず汲み取りを業者に依頼してください。	
※ 上記手続等は、退去時に速やかに行ってください。 ※ 引越時のゴミは、ゴミステーションに出すことはできません。初狩のまるたの森クリーンセンターに 問い合わせの上、直接持ち込んでください。 TEL : 0554-20-2651			

大月市営住宅条例

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1項に規定する障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあっては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第21条に規定する被災者等にあっては第3号及び第4号)の条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第13条において同じ。)があること。

(2) その者の収入がア、イ、ウ又はエに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ、ウ又はエに掲げる金額を超えないこと。

ア 同居者に18歳未満の者がある場合 259,000円

イ (ア)から(キ)までのいずれかに該当する場合 214,000円

(ア) 入居者又は同居者に障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるものがある場合

(イ) 入居者又は同居者に戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるものがある場合

(ウ) 入居者又は同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者がある場合

(エ) 入居者又は同居者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないものがある場合

(オ) 入居者又は同居者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がある場合

(カ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(キ) 入居者及びその配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は婚姻の予約者の年齢の合計が80歳未満であって、入居者及びその配偶者については、婚姻の届出の日(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者にあつては、これに相当すると市長が認める日)から2年以内である場合

ウ 災害により滅失した住宅に居住していた者が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係る市営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる市営住宅に入居する場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

エ ア、イ及びウに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

大月市営住宅条例施行規則

(単身者での入居を認める者の範囲)

第1条の2 条例第6条に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) 60歳以上の者
 - (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次のアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、当該アからウまでに定める程度であるもの
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害(知的障害を除く。ウ及び次条第2号において同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者
 - (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
 - (5) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- 2 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- 3 市長は、入居の申込みをした者が第1項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、他の市町村に意見を求めることができる。

(条例第6条第2号ア(ア)の障害の程度)

第1条の3 条例第6条第2号ア(ア)の規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 身体障害 前条第1項第2号アに規定する程度
- (2) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2

級に該当する程度

(3) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度
(条例第6条第2号ア(イ)の障害の程度)

第1条の4 条例第6条第2号ア(イ)の規則で定める障害の程度は、恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症とする。

市営住宅一覧

・市営住宅

番号	団地名	管理開始年度	棟番号	家屋番号	構造	戸数	規 模			所在地	所得階層による使用料				裁量階層		
											第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層	第6階層	第7階層
12-1	浅利	昭和48	1号棟	101~104	簡平	4	2K	34.8㎡	K/6/4.5	賑岡町浅利440-1	¥5,700	¥6,600	¥7,500	¥8,500	¥9,700	¥11,200	¥12,100
12-2	浅利	昭和48	2号棟	101~106	簡平	6	3K	38.5㎡	K/6/4.5/3	賑岡町浅利440-1	¥6,300	¥7,300	¥8,300	¥9,400	¥10,800	¥12,400	¥13,400
12-3	浅利	昭和48	3号棟	101~106	簡平	6	3K	38.5㎡	K/6/4.5/3	賑岡町浅利440-1	¥6,300	¥7,300	¥8,300	¥9,400	¥10,800	¥12,400	¥13,400
12-4	浅利	昭和49	4号棟	101~106	簡平	6	2K	37.4㎡	K/6/4.5	賑岡町浅利440-1	¥6,400	¥7,400	¥8,400	¥9,500	¥10,900	¥12,600	¥13,100
12-5	浅利	昭和49	5号棟	101~406	中耐	24	3K	52.6㎡	K/6/4.5*2	賑岡町浅利440-1	¥12,100	¥14,000	¥16,000	¥18,000	¥20,600	¥23,200	¥23,200
12-6	浅利	昭和50	6号棟	101~408	中耐	32	3K	52.6㎡	K/6/4.5*2	賑岡町浅利440-1	¥12,300	¥14,200	¥16,300	¥18,300	¥21,000	¥24,200	¥26,100
12-7	浅利	昭和49	7号棟	101~104	簡平	4	2K	41.5㎡	K/6/4.5	賑岡町浅利440-1	¥7,700	¥8,900	¥10,200	¥11,500	¥13,200	¥15,200	¥17,800
13-1	横吹	昭和52	1号棟	101~506	中耐	30	4K	62.3㎡	K/6/4.5*2/3	富浜町鳥沢909	¥15,100	¥17,400	¥19,900	¥22,500	¥25,700	¥29,700	¥34,700
13-2	横吹	昭和52	2号棟	101~506	中耐	30	3DK	60.8㎡	DK/6*2/4.5	富浜町鳥沢909	¥14,900	¥17,200	¥19,700	¥22,200	¥25,400	¥29,300	¥34,300
13-3	横吹	昭和53	3号棟	101~504	中耐	20	3DK	62.8㎡	DK/6*3	富浜町鳥沢909	¥15,700	¥18,100	¥20,700	¥23,300	¥26,700	¥30,800	¥36,000
14-1	アツメ	昭和54	1号棟	101~506	中耐	30	3DK	62.8㎡	DK/6*3	猿橋町猿橋289	¥16,200	¥18,700	¥21,400	¥24,100	¥27,600	¥31,800	¥37,300
14-2	アツメ	昭和55	2号棟	101~506	中耐	30	3DK	64.9㎡	DK/6*3	猿橋町猿橋289	¥17,000	¥19,700	¥22,500	¥25,400	¥29,000	¥33,500	¥39,200
15-1	石動	昭和58	A号棟	101~406	中耐	24	3DK	71.4㎡	DK/6*3	賑岡町強瀬1848	¥19,400	¥22,400	¥25,600	¥28,900	¥33,100	¥38,100	¥44,700
15-2	石動	昭和59	B号棟	101~406	中耐	24	3DK	71.4㎡	DK/6*3	賑岡町強瀬1848	¥19,700	¥22,800	¥26,000	¥29,400	¥33,600	¥38,700	¥45,300
15-3	石動	昭和60	C号棟	101~406	中耐	24	3DK	71.4㎡	DK/6*3	賑岡町強瀬1848	¥20,000	¥23,100	¥26,400	¥29,800	¥34,100	¥39,300	¥46,000
15-4	石動	昭和61	D号棟	101~406	中耐	24	3DK	71.4㎡	DK/6*3	賑岡町強瀬1848	¥20,600	¥23,800	¥27,200	¥30,700	¥35,100	¥40,500	¥47,400
15-5	石動	昭和62	E号棟	101~506	中耐	30	3DK	71.4㎡	DK/6*3	賑岡町強瀬1848	¥21,100	¥24,400	¥27,900	¥31,500	¥36,000	¥41,500	¥48,600
15-6	石動	昭和63	F号棟	101~406	中耐	24	3DK	71.4㎡	DK/6*3	賑岡町強瀬1848	¥21,400	¥24,700	¥28,300	¥31,900	¥36,500	¥42,100	¥49,300
16-1	恋路	平成2	1号棟	101~506	中耐	30	3DK	71.6㎡	DK/6*3	猿橋町藤崎632	¥22,000	¥25,400	¥29,100	¥32,800	¥37,500	¥43,300	¥50,700
16-2	恋路	平成3	2号棟	101~506	中耐	30	3DK	71.6㎡	DK/6*3	猿橋町藤崎632	¥22,300	¥25,800	¥29,500	¥33,300	¥38,000	¥43,900	¥51,400
17-1	みどう	平成8	1号棟	102~502 103~503	中耐	10	2LDK	82.5㎡	LDK/6*2	大月町花咲1560	¥25,500	¥29,500	¥33,700	¥38,000	¥43,400	¥50,100	¥58,700

17-2	みどう	平成8	1号棟	101~501 104~504	中耐	10	2DK	69.5㎡	DK/6*2	大月町花咲 1560	¥20,700	¥23,900	¥27,400	¥30,900	¥35,300	¥40,700	¥47,700
5-1	花咲	平成12	1号棟	102~402	中耐	4	1DK	59.8㎡	DK/6*1	大月町花咲 1557-1	¥18,700	¥21,600	¥24,700	¥27,900	¥31,900	¥36,800	¥43,100
5-2	花咲	平成12	1号棟	103~403	中耐	4	1LDK	72.3㎡	LDK/6*1	大月町花咲 1557-1	¥23,800	¥27,400	¥31,400	¥35,400	¥40,400	¥46,700	¥54,600
5-3	花咲	平成12	1号棟	104~404	中耐	4	1LDK	71.7㎡	LDK/6*1	大月町花咲 1557-1	¥23,500	¥27,100	¥31,000	¥35,000	¥40,000	¥46,200	¥54,100
	駒橋	令和5	1号棟	103・204・304・404 104・205・305・405	中耐	8	1DK	43.23㎡	DK/洋室	駒橋 3-2-2	¥18,600	¥21,500	¥24,600	¥27,700	¥31,700	¥36,500	¥42,800
	駒橋	令和5	1号棟	101・102・202・203 302・303・402・403	中耐	8	2DK	55.02㎡	DK/洋室/和室	駒橋 3-2-2	¥23,700	¥27,400	¥31,300	¥35,300	¥40,300	¥46,500	¥54,500
	駒橋	令和5	1号棟	201・301・401	中耐	3	3DK	62.02㎡	DK/洋室2/和室	駒橋 3-2-2	¥26,700	¥30,800	¥35,300	¥39,800	¥45,500	¥52,500	¥61,400

・特定公共賃貸住宅

番号	団地名	管理開始年度	棟番号	家屋番号	構造	戸数	規 模			所在地	家賃
1	花咲	平成12	1号棟	101~401	中耐	4	3LDK	97.8㎡	LDK/6*3	大月町花咲 1557-1	¥63,000

・地域優良賃貸住宅

番号	団地名	管理開始年度	棟番号	家屋番号	構造	戸数	規 模			所在地	2階	3階	4階	5階
1	駒橋	令和5	1号棟	206~506 207~507	中耐	8	2LDK	63.6	LDK/洋室2	駒橋 3-2-1	¥68,000	¥68,500	¥69,000	¥70,000
1	駒橋	令和5	1号棟	201~501 202~502 203~503 204~504 205~505	中耐	20	3LDK	70.75	LDK/洋室3	駒橋 3-2-1	¥78,000	¥78,500	¥79,000	¥80,000